

2017 年度補正予算の作成及び総会への議案上程を行わない件

2017 年度の補正予算については、執行理事会で審議の上、理事長決裁を受け以下の通りとし、当理事会でこの旨の報告を行い、会員へ向けても総会は開催しないことの連絡を行うこととする。

○ 報告事項

2017 年度は、補正予算の作成及び総会への上程を行わない。

○ 理由

以下の補正予算の作成及び総会への議案上程を行う場合の条件の内、いずれの項目についても該当しないため。

補正予算の作成を要する場合	根拠
事業計画の大幅な変更があった場合 (事業計画に無い重要な事業の実施、事業計画に記載の事業の停止等が大規模である)	事業は計画に基づき、これまで実施されており、今後も事業計画に関して変更はない見通しである
法人の運営や事業計画に基づいた事業の実施が、損なわれるような損益の変動があった場合	上半期の実績に基づく決算見通しの結果、事業の実施が損なわれるような損益の変動は無いと判断される
期首予算を大幅に超える、新たな設備投資が行われる場合	設備投資は期首の計画通り執行されており、未執行案件も変更は無い見通しである
その他、理事長が補正予算の作成が必要と判断した場合	現時点で補正予算作成が必要となる特段の事情は生じていない

【参考】

当センターの決算は数ヶ年度において期首予算の範囲内で概ね計画的に推移していることから、補正予算の総会への議案上程は必要に応じて行うことを、第 111 回理事会(2016 年 2 月 10 日開催)において承認され、第 58 回総会(2016 年 3 月 18 日開催)において報告された。補正予算の総会への議案上程の必要性は、執行理事会が検討の上、理事長が判断するものとなっている。

以上